

協和

社報タイトル「協和」は社内で掲げる2026年の標語です。

No. 238

発行責任者 / 小林 政 仁
発行 日 / 2026年4月1日



5月の税務

● 5月11日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 5月15日

2. 特別農業所得者の承認申請

● 6月1日

3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由, 納税義務者へ通知
4. 3月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
5. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
7. 9月決算法人の中間申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月, 3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分, 個人事業者は3か月分)〈消費税及び地方消費税〉
10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

● 5月中において都道府県の条例で定める日

11. 自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

12. 鉦区税の納付

賦課期日…4月1日

デスクマット等に挟んでご利用ください。

～役員退職金の損金算入時期について～

K・K

法人が役員に支給する退職金で適正な額の場合は、損金の額に算入されます。その退職金の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度となります。ただし、法人が退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした場合は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められます。

(注 1) 退職金の額が具体的に確定する事業年度より前の事業年度において、取締役会で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合であっても、未払金に計上した時点での損金の額に算入することはできません。

(注 2) 法人が退職年金制度を実施している場合に支給する退職年金は、その年金を支給すべき事業年度が損金算入時期となります。

花粉シーズンも、賢く軽やかに！

M・Y

花粉症の方には辛い季節がやってきましたね。ですが、対策次第で外出はずっと楽になります。コツは“家に入る前”。玄関を開ける前に服をパンパンと払うだけで、部屋への侵入をかなり防げます。ツルツルした素材の服を選ぶのも効果的です！

また、意外な盲点が保湿。鼻や目の粘膜が乾燥していると、花粉の刺激をダイレクトに受けてしまいます。鼻の周りに保湿バームを塗ったり洗顔をするだけでもムズムズ感はいぶマシになります。あまり神経質になりすぎず、便利グッズもフル活用して、この季節を上手に乗り切りましょう！